

第5号様式
(保育施設利用申込時)

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

①	医療的ケアを行う看護師に突発的な事象が発生したり、やむを得ない事情により勤務できない日は、家庭保育を行うことを了承します。この場合、保護者への連絡が、看護師が勤務できない日の当日になる場合もあることを了承します。
②	医療的ケアを行う看護師が継続的に勤務できない事情が生じた場合は、受入れができなくなる場合があることを了承します。
③	保育施設の人員配置、施設又は設備の状況により、当該保育施設での児童の受入れができなくなる場合があることを了承します。
④	保育施設内で感染症が一定数以上発症した場合の登所については、保育施設の判断で家庭保育となることを了承します。
⑤	保育施設が必要と認める場合、保護者の費用負担で主治医等を受診することを了承します。
⑥	医療的ケア児の保育施設入所申請及び入所後の継続審査の際の、主治医等の文書にかかる費用については、保護者の負担となることを了承します。
⑦	児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育施設が判断した場合には、保護者へ連絡する前に児童を病院に搬送し、受診または治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者の負担となることを了承します。
⑧	栄養チューブ等の交換は、保護者が、自己責任の下、自宅や受診時に行います。
⑨	災害時対策として、1日分の薬と食事(栄養剤)、その他保育施設で定めるものを保育施設に保管することを了承します。
⑩	児童の病態の変化等により、新たな医療的ケアが必要になった際、新たな医療的ケアに対応するための保育施設の受入れ体制が整わない場合は、原則として退所となることを了承します。
⑪	保護者から提出された申請内容等を、関係機関で共有することを了承します。また、検討会等で情報共有することを了承します。
⑫	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要な範囲で、他の児童の保護者との間で情報共有する場合があることを了承します。
⑬	保育内容について、集団保育であることを認識し、協議が必要な事項については、その都度協議を行うことを了承します。
⑭	医療的ケアの内容に関する新たな情報(主治医の意見や健康状態等)がある場合は、保育施設に情報共有することを了承します。
⑮	通常の勤務地と違う場所に勤務する場合は事前に連絡し、緊急時に必ず連絡がとれるようにします。
⑯	保護者は、医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足のないように毎日持参することを了承します。
⑰	登所時に保護者と施設職員で医療的ケアに係る持ち物を確認し、不備のある場合には整うまで保育を行うことができないことを了承します。
⑱	医療的ケアを行った際にでた廃棄物は、毎日保護者が全て持ち帰ることを了承します。
⑲	遠足や散歩等の園外保育では、集団とは別の活動になる場合や、保護者の同行を求める場合があることを了承します。
⑳	0歳児から2歳児クラスまでの保育料については、登園日に応じた日割りによる減額を行わないことを了承します。また、3歳児から5歳児クラスまでは、給食の提供がある場合は、給食費がかかることを了承します。
㉑	市が決定した保育料等については、納付期限までに遅滞なく納付します。
㉒	「新座市保育施設における医療的ケア児の受入れに関するガイドライン」をよく読み、理解しました。また、「第5章 保護者の了承事項」の内容理解し、全て了承します。
㉓	①～㉒のほか、保育施設との間で取り決めた事項を遵守します。

新座市長 様

確認事項について、全て同意の上で申し込みます。

年 月 日

保護者署名